

利根町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公開基準

(趣旨)

第1条 この基準は、利根町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が教育行政運営の円滑な執行を図るため、教育委員会を代表して行う外部の団体又は個人との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び支出金額)

第2条 教育長交際費は、教育行政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念儀礼の範囲内で、必要最小限度の額をもって支出するものとする。

2 教育長交際費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 各種行事等に出席する場合
- (2) 会費 会費を必要とする、又は飲食を伴う懇談会等に出席する場合
- (3) 弔慰 葬儀の香料等
- (4) 協賛 各種団体等の活動趣旨や目的に賛同する場合
- (5) 謝礼 先進地視察先等への手土産代
- (6) 見舞 病気等の入院見舞、罹災等の見舞（利根町災害見舞金等支給条例（平成15年利根町条例第1号）に基づき支給を受ける者は除く。）

3 前項に定めるものの支出金額は、別表のとおりとする。

(支出内容の公表)

第3条 この基準に基づく教育長交際費の支出に関する公表は、当該交際費を支出した翌月の末日までに利根町教育委員会のホームページで行うものとする。

2 教育長交際費の支出に関する公表内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支出日
 - (2) 支出の種類
 - (3) 支出内容（ただし、香典、見舞金など相手方のプライバシーに特段の配慮が必要な場合には、個人名を非掲載とする。）
 - (4) 支出金額
- (その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内において支出することができるものとする。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育長交際費支出基準表

種類	支出内容		金額		備考
慶祝	各種式典，祝賀会		10,000円を限度		
	地域のまつり等		5,000円を限度		
	各種行事		5,000円を限度		
会費	懇談会，会合等		5,000円を限度		
弔慰	現職	町長，町議会議員，教育委員会委員	本人	香料 10,000円	
			親族	香料 5,000円	配偶者，1親等の血族，同居の親族
		教職員	本人	香料 10,000円	
			親族	香料 5,000円	配偶者，1親等の血族，同居の親族
	元職	町長，町議会議員，教育委員会委員	本人	香料 5,000円	町議会議員については，教育長の任期の範囲内とする
		関係市町村教育長	本人	香料 5,000円	
		児童・生徒	本人	香料 5,000円	
協賛	各種団体等の活動への協賛		内容に応じ，その都度検討のうえ決定		
謝礼	先進地視察先等への手土産代		概ね3,000円を限度		
見舞	町長，町議会議員，教育委員会委員		本人	5,000円	病気等の入院見舞（7日以上入院の場合）